

「神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則」 について

1 改正の背景及び理由

令和3年5月19日に公布（令和4年4月1日施行）された「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号、以下「畜舎特例法」という。）」により、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（畜舎建築利用計画）を作成し、都道府県知事の認定（変更の認定を含む）を受けた場合には、当該計画に基づき建築される畜舎等について建築基準法の適用が除外されることとなりました。

また、当該計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する宅地造成に関する工事の許可及び変更の許可に係る基準に適合していることを証する書面の交付を都道府県に求めることができるよう、併せて宅地造成等規制法施行規則の一部が改正（令和3年国土交通省令第79号）された（同施行規則第30条、令和4年4月1日施行）ことから、関係規定及び書式の整備を行うため、神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正します。

2 改正の内容

- (1) 宅地造成工事に関する証明書の交付の申請に係る規定に、畜舎建築利用計画の認定等に係る宅地造成工事に関する証明を追加する。（第10条）
- (2) 畜舎建築利用計画の認定等に係る宅地造成工事に関する証明書交付申請に対応するよう第3号様式を改正する。

3 施行日

公布の日から施行する。